第 2 次島根県歯と口腔の 健康づくり計画



島根県

第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画

(((1 2 3 4))))	画計計計計他計	画画画画の	策ののの計	定位期目画	の置間指と	趣づ・すの	旨け・姿関	・・・・係	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	• • • • • • • •	• 1 1 1 1 1 2	1
	1)	状 第 歯	1	次	計	画	目	標	値	0)	評	価	_	覧	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	• 3 4	3
(1 2 3)	策ラ特糖環	イ別尿	フ配病	ス慮等	テが疾	一必病	ジ要別	なの	分 取	野組	•	•	•	•											•	• 12 14 14 14	11
,	1)	と関進	係	機	関	0)	役	割	•											•	•	•	•	•	•		• 15 16	15
5			標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17

1. 計画の基本的事項

1) 計画策定の趣旨

歯と口腔の健康や口腔機能維持が、糖尿病や心疾患、認知症やフレイル(虚弱)など全身の健康に関係していることが明らかになり、歯科口腔保健対策はますます 重要となってきています。

これまで県では、「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」(平成22年)を制定し、この条例の主旨を踏まえ「島根県歯と口腔の健康づくり計画」(平成23年)を策定し、事業所、保険者、保健福祉関係者、行政が連携し、県民運動として基盤整備を行ってきました。

この度、これまでの取組の成果や歯と口腔の健康を取り巻く課題を踏まえ、総合的かつ効果的に推進するため、「第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画」を策定します。

2)計画の位置づけ

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成 23 年)第十三条に基づく都道府県計画であり、「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」(平成22年)第6条の規定に基づく計画です。

3)計画の期間

この計画期間は、平成29年度から平成34年度の6か年とします。

をだし、計画策定後の歯科口腔保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じて見直すこととします

4) 計画の目指す姿

県民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本方針です。

「歯と口腔の健康を守る8020推進条例」の基本理念(第2条)に基づき、障がい者、介護を要する高齢者など全ての県民が生涯にわたって必要で良質な歯科口腔保健医療サービスを等しく受けられるよう適切に計画を推進し、健康格差の縮小及び健康寿命の延伸を目指します。

5)他の県計画との関係

この計画は、島根県保健医療計画(H30~H35)、島根県健康増進計画「健康長寿しまね推進計画」(H25~34)、島根県食育推進計画(H29~34)、健やか親子しまね計画(H25~29)、しまねっ子元気プラン(H26~30)、島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画(H27~29)と整合性を図ります。

健康寿命の延伸 健康格差の是正 8020達成に向けて 歯を守ろう!口腔機能を守ろう!!

<県民目標>

- ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ●ライフステージに応じた、正しい歯みがきの方法を身につける
- ●むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物の利用)に取り組む
- ●歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- ●よく噛んで食べることの効果を知り、実践する(口腔機能の維持)
- ●口の健康が全身の病気と関連していることを知る

ライフステージ毎の取組

- ◆妊娠期・乳幼児期・学齢期
- ◆成人期
- ◆高齢期

特に配<mark>慮が必要な</mark> 分野の取組

- ◆虐待の早期発見
- ◆障がいのある人
- ◆介護が必要な人

全身の病気と 関連した取組

環境づくり・基盤整備

- 1) 県民の大臼歯(奥歯)や口腔の点検の実施
- 2) 事業所における歯科保健対策の拡大・成人歯科保健の拡大
- 3) 多様な手法を用いた住民への知識の提供
- 4)糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備
- 5) 高齢者・障がい者に対する良質な歯科治療、歯科保健指導の実施体制の整備
- 6) 歯科保健事業の評価や企画立案に関する市町村への協力
- 7) 歯科保健医療従事者の確保・資質の向上
- 8) 災害時の歯科保健医療活動体制の確保

2. 現状と課題

- ・第1次計画に基づき、奥歯(臼歯部)を守ること、また奥歯を失っても口腔の機能を確保するため様々な取組を進めてきました。
- ・奥歯(臼歯部)がない者は一人平均残存歯数が少ないことが分かっていることから、奥歯を守り、噛み合わせを維持することが重要であり、更なる取組の定着が必要です。
- ・壮年期での歯と口腔の健康づくりの取組は増えつつあります。今後は、事業所や医療保険者が主体となり、歯周病唾液検査や歯周病検診等の取組導入により、壮年期の方が自ら歯と口腔の健 康状態に気づいてもらう機会を更に増やす必要があります。
- ・様々な機会において、関係機関、団体とネットワークの構築を進めてきました。今後更に連携強化が必要です。

(1) 第1次島根県歯と口腔の健康づくり計画 目標値の評価一覧

<目;	標値>	単位	基準値	現状値	目標値	評価	出典	目標値設定の考え方			
		50歳(45~54歳)		本	25.56	26.26	26	0			
大目	一人平均残存歯数	60歳(55~	~64歳)	本	22.16	23.27	23	0	県民残存歯調査(H22,H27)	平成27年から平成22年の一人平均残存	
標	一八平均沒存图剱	70歳(65~74歳)		本	18.58	19.91	20	0		歯数の増加本数を維持する	
		80歳(75~84歳)		本	14.16	15.53	16	0			
	3歳児			本	0.77	0.62	0.54	0	歯科健診受診状況調査(基準値:H22,現状値H27)		
中	一人平均むし歯数	12歳児	本	1.33	1.01	0.93	0	島根県学校保健統計調査(基準値:H22、現状値:H27)	平成22年度の70%		
目標		30歳代	本	10.71	9.55	7.50	\triangle				
保	進行した歯周病を有する者の割合	40歳代	%	45.6	39.8	36.48	0	島根県市町村歯科保健対策評価表(基準値: H22、現状値:H27)	平成22年度の80%		
	世110に歯向柄を有する有り部合		50歳代	%	57.8	49.9	46.24			十成22十度076076	
	むし歯予防のためにフッ化物を利用して	<i>λ</i>	%	38.3	41.2	57.5	\triangle	島根県健康栄養調査(基準値:H22、現状値: H28速報値)	基準値平成22年度の1.5倍		
小目	定期的に(1年に1回以上)に歯科医院にについた汚れを取ってもらうようにしている	%	24.9	33.2	37.4	0	島根県健康栄養調査(基準値:H22、現状値: H28速報値)	基準値平成22年度の1.5倍			
標	食事の時にしっかりよくかんだり、歯ごたえのあるものを食べるようにしている者の割合				52.9	52.7	79.4	×	島根県健康栄養調査(基準値:H22、現状値: H28速報値)	基準値平成22年度の1.5倍	
	歯と歯の間を清掃するための専用器具(ど)を使用している者の割合	%	40.9	40.2	61.0	×	基準値:国民健康栄養調査(平成21年)全年齢 現状値:島根県健康調査(H28速報値)	基準値平成21年度の1.5倍			

<市町村事業>

_	乳幼児歯科健診または歯科保健指導	人	3,075	4,954	5,000	0		1歳6ヶ月児や3歳児 歯科健診受診者数
	フッ化物塗布 フッ化物洗口 児童生徒への歯科教室 妊産婦歯科健診または歯科教室 成人歯科健診 健康相談		10,268	9,833	17,000	×		1歳、2歳、3歳の者の合計
標			26,516	28,156	35,000			4歳から14歳までの者の合計約70,000人 の5割増
事業			3,419	8,193	35,000		島根県市町村歯科保健取組状況調査(基準値:H22、現状値:H27)	フッ化物洗口実施者数と同じ実施者数
実			274	320	2,800	\triangle		平成22年出生数(約5,700件)の5割
小貝			4,690	5,131	10,000	\triangle		平成22年度実施者数の2倍
			10,040	4,470	20,000	×		平成22年度実施者数の2倍

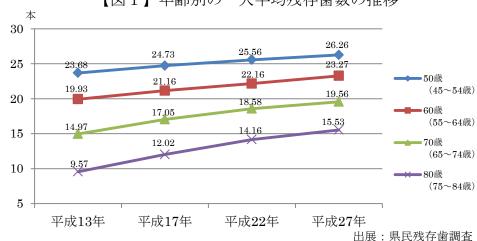
- ② 達成
- 基準値に向けて50%以上改善
- △ 基準値に向けて50%以下改善
- × 基準値より悪化
 - (健やか親子しまね後期計画結果判定を引用)

(2) 歯と口腔の健康づくり取組の現状と課題

(主な取組 ◎:関係機関と行政 ○:行政)

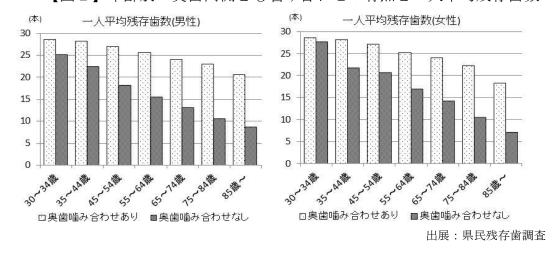
1) 県民の大臼歯(奥歯)や口腔の点検の実施

- ・平成 27 年度県民残存歯調査では、80 歳(75~84 歳)の一人平均残存歯数は、15.53 本であり、平成 22 年度調査と比べ 1.37 本増えており、改善は見られましたが目標に達しませんでした。【図 1 】
- ・奥歯 (臼歯部)を失うと、歯の喪失のスピードが速くなることが分かっています。 男性は 45 歳~54 歳、女性は 55~64 歳で一人平均残存歯数が 20 歯を下回っていました。奥歯 (臼歯部)の咬合 (噛み合わせ)を維持することにより、歯を多く残すことにつながります。【図 2 】
- ・一人平均むし歯数は3歳児、12歳児ともに減少傾向にありますが、引き続きフッ化物応用の取組やライフステージに応じた正しい歯みがきの方法を学ぶことが必要です。【図3】
- ・3 歳児の不正咬合等が認められる児の割合が増加しており、子どもの口腔機能の発達に応じた取組が必要です【図4】



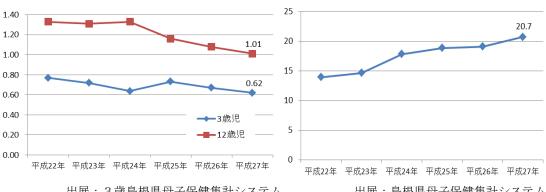
【図1】年齢別の一人平均残存歯数の推移

【図2】年齢別・奥歯両側とも噛み合わせの有無と一人平均残存歯数



【図3】3歳児、12歳児 一人平均むし歯数

【図4】3歳児不正咬合等 認められる割合



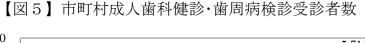
出展: 3歳島根県母子保健集計システム 12歳島根県学校保健統計調査

出展:島根県母子保健集計システム

- ◎イベントなど様々な機会を捉え、視覚的教材等を活用し体験をとおした啓発を行う ことで、歯と口腔の健康について関心を持つきっかけとなっています。
- ◎障がい者グループ等の歯と口腔の健康づくり体験の取組を東部・西部口腔保健セン ターで取組を進められ、定期受診の重要性等啓発の機会となっています。
- ◎歯と口腔の健康や口腔機能維持が、糖尿病や心疾患、認知症やフレイル(虚弱)な ど全身の健康に関係していることが明らかになってきました。
- ◎かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯や口腔の管理を受ける県民は増えつつありま すが、さらなる取組の定着が必要です。
- ◎カミング 30 セルフチェックシートの活用により、噛む大切さや残存歯について啓 発を推進していますが、より効果的で取組やすくなるよう見直しが必要です。
- ◎「学校におけるカミング 30 体験実施マニュアル」を作成し、学校での健康教育に 寄与しましたが、活用は一部に限定されています。より多くの学校で取り組める工 夫が必要です。
- ◎奥歯を守ること、また、たとえ奥歯を失っても義歯を入れるなど口腔機能を確保す ることが重要です。歯と口腔の健康づくりの中で口腔機能の維持に引き続き取組む ことが重要です。

2) 事業所における歯科保健対策の拡大

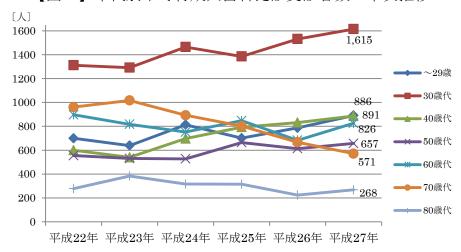
・市町村成人歯科健診(歯周病検診)の受診者数は、少しずつ増えていますが、受診 後のフォロー体制整備や健康づくりに繋がる仕組みづくりが必要です。【図5、図6】





平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 出展:島根県市町村歯科保健対策評価表

【図6】年代別市町村成人歯科健診受診者数の年次推移



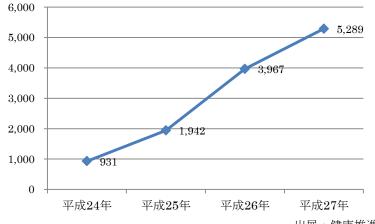
出展:島根県市町村歯科保健対策評価表

- ○歯周病検診を実施していない市町村においても独自の取組として、妊婦を対象とした歯科健診実施など取組が進んでいます。
- ○事業所へ出前講座等を実施し、歯と口腔の健康づくりについて学習の場を設定できるように取り組んでいます。しかし、出前講座を申し込む事業所が少ないのが現状です。
- ◎「事業所歯科健診事後対応マニュアル」を作成し、歯周病唾液検査事後対応の検討を行いました。
- ◎働き盛りを対象とした研修会等において歯周病唾液検査の体験に取り組んだところ、 事業所等での健康診査に併せ歯周病唾液検査の導入につながりました。今後も、実 施事業所を増やす必要があります。

3) 多様な手法を用いた住民への知識の提供

・健康長寿しまね推進事業の取組のうち、歯と口腔の健康に関連する事業の参加者は 年々増えています。【図7】

【図7】健康長寿しまね事業(歯と口の健康関連)参加者の推移

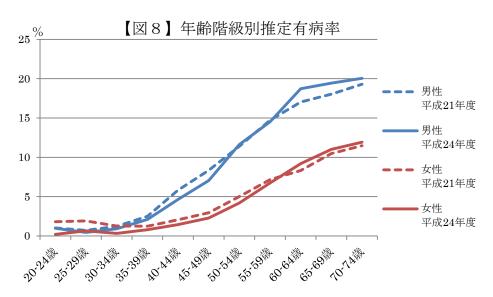


出展:健康推進課調べ

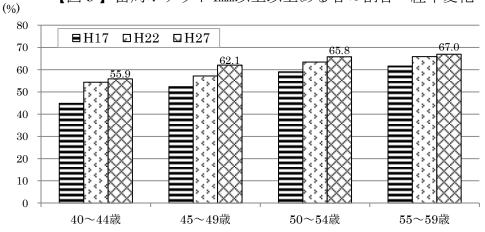
- ◎6 月の「歯と口腔の健康週間」の関連として親と子のよい歯のコンクールの実施、 11 月 8 日の「いい歯の日」の関連として 8020 よい歯のコンクールなどの実施により、歯と口腔の健康づくりに取り組むきっかけとなっています。
- ◎広報誌やケーブルテレビ、ホームページを活用した健康情報の発信をおこない、県 民へ広く周知を行っています。
- ◎様々なイベントやキャンペーンに併せて歯と口腔に関する情報提供や啓発が行われていますが、さらに広く住民へ啓発し、知識を提供する場や体験を増やす必要があります。

4) 糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と 歯科保健指導の実施体制の整備

- ・糖尿病の有病率は、年齢とともに増えています。【図8】
- ・歯周ポケットが 4mm 以上ある者の割合は、いずれの年代で増加傾向にあります。 歯周病は、糖尿病や心疾患等と関連することから、医科と歯科、関係機関との連携 がさらに必要です。【図9】



出展:糖尿病対策を継続的に評価する体制の構築に関する研究報告書 (島根県保健環境科学研究所)



【図9】歯周ポケット4mm以上以上ある者の割合・経年変化

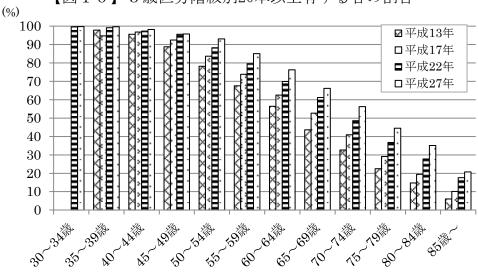
出展:県民残存歯調査

- ◎糖尿病等の患者の治療における医科と歯科の連携体制の構築を図るため、糖尿病患者に対する歯周病管理に関する医科歯科合同症例検討会や関係者への意識啓発のための研修会を開催してきました。
- ◎糖尿病委員会等の各種会議の場を通して、地域の実情に応じた医科と歯科の連携体制の構築をはじめ、関係機関とのネットワークづくりをすすめてきました。今後更に、幅広い取組となるよう啓発が重要です。
- ◎周術期の化学療法に伴う口腔ケアや口腔機能維持の重要性が言われるようになりました。県民への周知及び知識の提供はもとより関係者の資質向上が求められています。
- ◎周術期の口腔ケアについて、歯科医師会、歯科衛生士会などが主体となり、歯科医療スタッフの資質向上に向けた研修会も開催されるようになりました。

5) 高齢者・障がい者に対する良質な歯科治療、

歯科保健指導の実施体制の整備

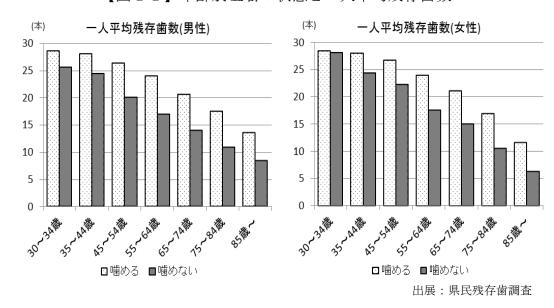
- ・高齢者の残存歯数は増えていることから、状況に応じた在宅・施設での口腔ケアの 指導が求められています。
- ・20 本以上有する者の割合は、前回調査と比べ増えています。しかし、60 歳以上になると年齢があがるにつれ、20 本以上有する者の割合が 10%ずつ減少しています。 【図10】
- ・男女とも問診で噛めないと認識している人は、噛めると認識している人と比べ、一 人平均残存歯数が少ない傾向です。【図11】
- ・20 本未満で義歯有無と噛める人の割合を見ると、義歯がある方が噛めると認識している人が多い傾向です。【図12】



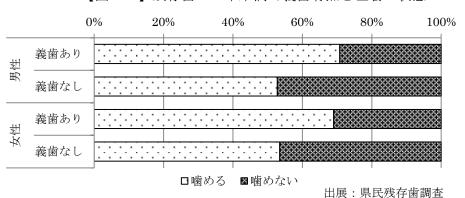
【図10】5歳区分階級別20本以上有する者の割合

出展:県民残存歯調査

【図11】年齢別咀嚼の状態と一人平均残存歯数



【図12】残存歯20本未満で義歯有無と咀嚼の状態



- ◎平成27年度から後期高齢者歯科口腔健康診査の実施となり、歯や口の健康や口腔機能について、実情に応じたきめ細やかな対応が求められています。
- ◎在宅歯科医療、訪問歯科診療の推進のための在宅歯科医療連携室の運営や関係者のネットワークづくりに取り組んできました。
- ◎訪問可能歯科医院の一覧表作成、食事栄養支援協議会の立ち上げ等、各圏域ごとに 在宅医療・介護の支援体制を構築しつつありますが、更なる推進が必要です。
- ◎在宅歯科医療連携室へ専用ダイヤルを設置により、訪問歯科診療等に関する相談件数が増え、要介護者の訪問歯科診療につながっています。今後も在宅歯科医療連携室の周知をすすめていく必要があります。
- ◎訪問可能歯科医院を増やし、マンパワー確保と関係者のスキルアップが必要です。
- ◎歯科医療を含めた医療と福祉の連携による多職種で考える場として、地域包括ケアシステムの活用が重要です。
- ◎高齢者の低栄養と口腔機能についての実態把握を進め、低栄養予防を目的とした関係機関のネットワークづくりを推進してきました。
- ◎低栄養予防対策の構築のため、島根県歯科医師会と島根県栄養士会と情報の共有を 継続して行い、対策が一層推進するため関係者の資質向上が必要です。
- ◎全てのライフステージにおいて、障がいがあっても歯科医療が受けられる体制整備が必要です。

6) 歯科保健事業の評価や企画立案に関する市町村への協力

- ◎歯科保健事業の効果的な展開にむけて、ライフステージ毎の各種マニュアルの作成、 歯科保健の従事者を対象とした研修会を開催してきました。
- ◎各種マニュアルに基づいた実施になるよう、関係者で実施体制を確認しながら、歯と口腔の健康づくりを進め、より良い対策となるよう、会議の場など設定して行くとこが必要です。
- ◎歯と口腔の健康づくりに従事する者を対象とした研修会を開催し、対策の基本的事項を再確認し、新たな情報の共有が必要です。
- ○歯科保健の課題が明確になるようデータの整理、歯科保健活動の状況把握をし、優 先的に取り組む内容の検討等支援が重要です。

7) 歯科保健医療従事者の確保

- ◎歯科医療に従事する歯科衛生士の確保のため、歯科衛生士の学生や休職中の歯科衛生士資格を持つ者を対象とした各種取組への支援を行ってきました。
- ◎市町村の乳幼児健診や成人の歯科相談に対応する歯科衛生士の確保や資質向上のため、歯科衛生士連絡会など様々な機会を活用し支援を行ってきました。
- ◎市町村の歯と口腔の健康づくりに対応する者は、歯科医療機関に勤務している者、 地域活動を専門にしている者と様々であることから、現状や課題を意識して事業に 対応することや指導の標準化が必要です。
- ◎地域の歯科保健活動に対応する歯科衛生士の人材は不足している状況のため確保の 取組が必要です。

8) 災害時の歯科保健医療活動体制の確保

- ◎健は、災害時の医療救護体制に関する協定を島根県歯科医師会と締結するなど、災害時の歯科保健医療活動の体制整備を進めてきました。
- ◎被災住民に対する公衆衛生活動のマニュアルに歯科口腔保健も盛り込まれていますが、長期的な活動の場合等どのように取組か、今後詳しく検討していく必要があります。

3. 施策の方向

これまで8つの施策の方向の柱に添って取組を進めてきましたが、さらに重点的な取組を進めるため、ライフステージ別に整理しました。

			ライフステージ別				分野別	1		
	妊娠期	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	虐待の早期発見	障がいのある人(児)	介護が必要な人	全身の病気と 関連した取組	基盤整備
かかりつけ歯科医で 点検		לים	いりつけ歯科医を持ち、定期的に 「	ロの中を点検する		t	・ いかりつけ歯科医を持つ ・		かかりつけ歯科医を持つ	
歯みがきの方法		ライフステーシ	。 ジ(発達・機能)の応じた、正しい歯	歯みがきの方法を身につける		正しい	: 歯みがきの方法を身に :	つける	正しい歯みがきの方法を身につける	
むし歯予防		むし歯予防に取り組む(生)	活習慣の見直し、フッ化物応用)				フッ化物応用の普及			
歯周病予防	歯周病予防		歯周病	! fiについて正しく理解し、予防に耳	切り組む				歯周病予防	
口腔機能維持		食べる機能や顎の発達に 合わせた取組	よく噛んで食べることの 効果を知る、実践する	口腔機能維	 持・向上を図る		口腔機能維持・向上を図る	口腔機能維持・向上を図る	口腔機能維持・向上を図る	
ロの健康と全身の 病気の関連を知る	ロの健康と全身の病 気の関連を知る			 ロの健康と全身の	の病気の関連を知る				口の健康と全身の病気の関連を知る	
県民の大臼歯(奥歯)や口腔点 検の実施など多様な手法に よる住民への知識の提供	◆歯いス、生どに、 ・な、いれのする。 をすって活る検とでは、 が表し、いれのする。 をすっている。 をでしている。 をできる。 をでをできる。 をでをでをでをでをできる。 をでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをで	◆歯の本数やはえている状態や 子どもの発達あった情報提供 (生活習慣、むし歯、噛むこと の大切さ) ◆フッ化物応用の啓発	◆むし歯や歯周病予防のため、正しい歯みがきの方法やよく噛むことの大切さを自ら取組意識の酸成を図る ◆デンタルフロス(糸ようじ)など補助的普及 ◆フッ化物応用の啓発 ◆ フッ化物応用の啓発 ◆ 適切な治療や保健指導の機会の拡充	◆「カミング30セルフチェックシート」などを活用し、自動を口腔の状態を知り、噛む機能の重要性を啓発 ◆むし歯や歯周病の早期発見のため定期的な点検の普及啓発 ◆フッ化物応用の啓発 ◆歯間ブラシ等歯間部清掃用器具の使用の定着	◆加齢などによる口腔内の変化 等に対し、歯科健診の必要性を 周知 ◆知識の普及啓発と口腔機能維 持向上を図り、疾病等予防に努 める ◆フッ化物応用の啓発			◆定期的な歯科健診		
事業所における歯科保健対 策の拡大				◆職場での健康診査や人間ドックにあわせた歯科健診の導入の 促進						◆各種マニュアルに基づ
糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備				◆医科歯科連携の推進				◆医科歯科連携の推進	◆歯と口腔の健康と全身の健康との 関わり、生活習慣病との関連性に関 する知識の普及 ◆疾病を有する患者の治療や周術期 などの口腔内の不快感を緩和する口 腔ケアの推進 ◆医科歯科連携の推進	く事業展開に向けた定期 的な実施体制の確認や見 直し
高齢者・障がい者に対する 良質な歯科治療、歯科保健 指導の実施体制の整備					◆食支援・低栄養予防の推進が図れるよう関係機関団体とのネットワーク 構築と関係者の資質向上を図る ◆適切な口腔ケアについて情報共有		◆保健、医療、福祉の関係者が歯と口腔の健康 びりを支援できるよう資質向上、育成	◆歯科医療サービスの 提供と連携に必要な基 盤強化 ◆専門的知識や技術等 の情報提供や普及啓発		
歯科保健事業の評価や企画 立案に関する市町村への協 力	◆妊婦健診や歯科 口腔保健指導の充 実	◆様々な機会を捉えて、適正な歯科 保健推進指導の充実 ◆口腔機能、発達に応じた離乳食指 導や食支援の実施 ◆フッ化物応用の普及	◆フッ化物応用の普及 ◆研修の強化 ◆データ収集分析	◆成人歯科健診の実施と受診後の フォロー体制整備支援	◆口腔機能訓練等により口腔機能の 維持・向上		◆児童生徒に対し、自ら の歯と口腔に関心が持 てるよう健康教育の実 施			◆データ分析による歯科保健 対策の構築 ◆関係機関との連携強化
歯科保健医療従事者の確保 ●歯科保健専門職等 人材育成 ●災害時の歯科医療 活動体制の確保		◆様々な機会を捉えて、適正な歯科 口腔指導の充実					◆歯科口腔保健医療体 制整備や訪問歯科診療 の充実	◆専門的な口腔ケアに 関する研修会の開催		◆歯科保健専門職の人材確保、育成、要請の支援 ◆災害時の応援態勢確保
その他 関係機関の連携による 取組の推進			◆学校歯科健診の事後支援体制づく りの推進			◆ネグレクトと関連した歯 科口腔状態について、歯 科医療関係者へ啓発 ◆虐待を疑われる児への 支援できる体制整備	◆定期的な歯科健診や 歯科治療の体制整備			

(1) ライフステージ別

- 1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期
- ①妊娠期
 - ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
 - ●ライフステージに応じた、正しい歯みがきの方法を身につける
 - ●歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
 - ●口の健康が全身の病気と関連していることを知る
 - ・妊娠期の生理的変化・口腔内変化から、歯周病になりやすいこと、バランスのよい食生活、生まれてくる子どもの歯の健康に関すること等、知識の提供を図ります。
 - ・妊娠期の歯科健康診査や歯科口腔保健指導などの歯科口腔保健対策の充実を図ります。

②乳幼児期

- ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ●ライフステージに応じた、正しい歯みがきの方法を身につける
- ●むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物の利用)に取り組む
- ・歯の本数やはえている状態、子どもの発達等に応じた仕上げみがきの方法、間 食など生活習慣とむし歯の関係や噛むことの大切さ等についての普及啓発を行 います。
- ・乳幼児健康診査や育児教室、保育所・幼稚園等において、適切な歯科口腔保健指導を受けられる機会の拡充に努めます。
- ・効果的なむし歯予防法として、家庭でのフッ化物配合歯磨剤の使用やかかりつけ歯科医等でのフッ化物歯面塗布、保育所等でのフッ化物洗口などのフッ化物 応用を啓発し、推進します。
- ・食べる機能を獲得や顎の発達する時期であり、年齢・口腔機能に合わせた取組 を離乳食指導や幼児食指導を通じて行います。

③学齢期

- ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ●ライフステージに応じた、正しい歯みがきの方法を身につける
- ●むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物の利用)に取り組む
- ●歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- ●よく噛んで食べることの効果を知り、実践する(口腔機能の維持)
- ・むし歯や歯周病予防のための正しい歯みがきの方法やよく噛むことの大切さ等、 児童・生徒・学生が自らの健康づくりに意欲的に取り組む意識の醸成を図りま す。
- ・口腔内をより清潔に保つための、デンタルフロス(糸ようじ)等歯間部清掃用具を含めた清掃法についての普及啓発に取り組みます。
- ・かかりつけ歯科医等での定期的なフッ化物歯面塗布、家庭でのフッ化物配合歯 磨剤の使用や学校でのフッ化物洗口の普及を図ります。
- ・学校歯科健診の教育的意義を関係者で共有し、健康実態により適切な事後措置 を行うなど、個々に対応した支援体制づくりを推進します。
- ・食習慣を含めた生活習慣の改善、むし歯や歯周病予防、早期発見・早期治療を推進し、子どもや保護者に対し、歯科医師等による適切な治療や保健指導を受

ける機会の拡充に努めます。

- ・関係機関と連携し、むし歯・歯周病予防に直接結びつく間食や歯みがきの方法 についての情報提供や、フッ化物応用に関する研修を強化します。
- ・学校歯科口腔保健に関する最新の情報の提供に努め、学校歯科健診データの収集分析し、地域の実情に応じた歯科口腔保健対策が講じられるよう支援します。

2) 成人期

- ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ●ライフステージに応じた、正しい歯みがきの方法を身につける
- ●歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- ●よく噛んで食べることの効果を知り、実践する(口腔機能の維持)
- ●口の健康が全身の病気と関連していることを知る
- ・カミング30セルフチェックシートなどを活用し、自ら口腔内の状況を知り、 奥歯を守り、奥歯で噛む機能を確保することの重要性を啓発します。
- ・むし歯や歯周病の早期発見・早期治療のために、定期的にかかりつけ歯科医で の点検を普及啓発します。
- ・特定保健指導や健康教室等など様々な機会を活用し、歯間ブラシ等歯間部清掃 用具使用の定着やむし歯、歯周病予防、家庭でのフッ化物配合歯磨剤の利用に ついて普及啓発に努めます。
- ・職場での、健康診査や人間ドックに併せた歯科健診の導入や歯科口腔保健指導 の実施の機会を設け、食後の歯みがきや歯科治療の推奨を働きかけます。
- ・定期的な歯科健診受診のきっかけとなるよう、市町村に健康増進法に基づく歯 周病検診等の実施を働きかけると共に、受診後のフォロー体制整備支援を行い ます。

3) 高齢期

- ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ●ライフステージに応じた、正しい歯みがきの方法を身につける
- ●歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- ●よく噛んで食べることの効果を知り、実践する(口腔機能の維持)
- ●口の健康が全身の病気と関連していることを知る
- ・加齢等による口腔内の変化(唾液量の減少、歯ぐきの変化等)、内服薬の副作用による口の渇き等に対し、歯科口腔健診がより必要となることを周知し、かかりつけ歯科医を持つことを啓発します。
- ・地域における高齢者の食支援・低栄養予防の推進が図られるよう歯科医療関係者をはじめ関係機関・団体との相互のネットワークの構築、関係者の資質向上を図ります。
- ・歯と口腔の健康や口腔機能維持が、認知症やフレイル(虚弱)など全身の健康 に関係していることを啓発し、適切な口腔ケアが取り組まれるよう関係機関・ 団体で情報を共有します。
- ・口腔清掃、義歯の手入れ等の知識の普及啓発や口腔機能訓練などにより口腔機能の維持・向上を図り、誤嚥性肺炎や窒息の予防等に努めます。
- ・家庭でのフッ化物配合歯磨剤等フッ化物応用による効果的なむし歯予防について、普及啓発します。

(2) 特別配慮が必要な分野

1) 虐待早期発見

- ・ネグレクト(育児放棄)と関連したむし歯多発や身体的暴力による歯の破折等の口腔の外傷などについて、歯科医療関係者に啓発するとともに、市町村や児童相談所等と連携して児童虐待の早期発見につなげるよう努めます。
- ・歯科関係者が、むし歯の治療を受けさせず、長期に放置するデンタルネグレクトが疑われる児の支援に参加できるよう体制整備を図ります。

2) 障がいがある人(児)

- ・歯みがきの方法の指導やフッ化物応用による予防処置、施設などでの定期的な 歯科健診や歯科治療等が適切に行われる体制の整備を図ります。
- ・障がいがある人(児)が、地域で受診困難な状況とならないよう、歯科口腔保健 医療体制整備や訪問歯科診療の拡充に努めます。
- ・教育関係者は、特別支援学校・学級の児童生徒に対し、自ら歯と口腔に関心が 持てるよう生涯に配慮した健康教育を実施します。
- ・歯科口腔保健医療福祉を支える歯科口腔保健医療福祉関係者の資質の向上、育成に努めます。

3) 介護が必要な人

- ・かかりつけ医や介護支援専門員との連携により、介護度に応じた歯科口腔保健 医療サービスの提供と連携に必要な基盤強化を推進します。
- ・施設スタッフに対する専門的知識や技術等の情報提供や普及啓発等、歯科健診 や歯科口腔保健指導の取組状況等、施設の特性等を踏まえた体制づくりと施設 での定期的な歯科健診を推進します。
- ・誤嚥性肺炎の予防や口腔機能の向上のため、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士による定期的な口腔ケアを実施するよう普及します。
- ・入院時から退院後、在宅医療に至るまで、切れ目のない口腔ケアが実施できる よう、医科歯科連携を推進します。
- ・歯科専門職を含めた保健医療従事者を対象とした専門的な口腔ケアに関する研修会を開催するなど人材育成を図ります。

(3) 全身の病気と関連した取組

- ・歯と口腔の健康と全身の健康との関わりや糖尿病等の生活習慣病や喫煙などの 生活習慣と歯周病の関連性に関する知識の啓発を進めます。
- ・糖尿病やがんなど疾病を有する患者の治療や周術期等の口腔内の不快感を緩和 する口腔ケアの推進にあたり、医科と歯科の連携を強化します。
- ・歯と口腔の健康づくりや喫煙や飲酒など生活習慣に関する知識を含め、早期発見早期治療と疾病の良好な管理のため、かかりつけ歯科医をもち、定期受診を普及啓発し、口腔機能の維持・向上を図ります。

(4)環境づくり・基盤整備

- ・歯科口腔保健専門職の人材確保、育成と養成を支援します。
- ・歯科口腔保健関連データの収集分析により、地域の実情に応じた歯科口腔保健 対策が講じられるよう、市町村や関係機関と連携を図り、支援を行います。
- ・ライフステージに応じた各種マニュアルに基づく事業展開にむけた定期的な実施体制の確認や見直しを進めます。
- ・災害時の歯科医療活動体制の確保のため歯科医師会等と連携を図り、応援体制を確立します。

4. 歯と口腔の健康づくり計画の推進と体制

1) 関係機関・団体等の役割

①県民の役割

- ・健康教育など様々な機会を捉え、生涯を通じて歯と口腔の健康づくりに関する 正しい知識を持つよう努め、実践します。
- ・かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるなど、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めます。
- ・地域ぐるみの健康づくりを推進できるよう努めます。

②県・保健所の役割

- ・歯と口腔の健康づくり施策について、県民への啓発及び関係機関と共通理解を 図り、継続的かつ効果的に取組を実施します。
- ・専門的かつ技術的な業務の推進のため関係機関・団体と連携協力の強化、必要 に応じて情報提供や助言等支援します。
- ・歯科口腔保健統計情報の情報共有と統計情報の蓄積を行います。
- ・歯科保健関係者等の研修を開催し、資質向上と育成、支援に努めます。
- 災害時の対応支援が行えるよう体制整備を行います。

③市町村の役割

- ・各種歯科健診、歯科相談など妊娠期・乳児期から高齢期をとおしたライフステージに添った歯科口腔保健サービスの提供を行います。
- ・かかりつけ歯科医の必要性について啓発に取り組みます。
- ・歯科口腔保健関連情報等の収集・活用し、県へ情報提供を行います。
- ・歯科口腔保健に関する計画の策定を策定し、継続的かつ効果的に取組を実施します。
- ・医科、歯科、福祉、関係団体等と連携・協力体制の整備を図ります。
- ・地域の健康づくりグループなどと連携し、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

④教育関係者の役割

- ・歯科口腔保健事業等に連携協力するとともに、歯科健康診査その他事業を実施します。
- ・学校歯科医等連携を図りながら、フッ化物(フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨 剤)の普及を図ります。
- ・口腔内をより清潔に保つため、歯間清掃具等利用促進に努めます。
- ・基本的生活習慣や口腔のセルフチェックとセルフケアの技術と習慣を身につけるための取組を推進します。

⑤保健医療関係者の役割

- ・かかりつけ歯科医として、良質かつ適切な歯科医療・歯科健診・歯科口腔保健 指導を行います。
- ・関係機関団体が実施する歯と口腔の健康づくりに関する取組に協力するよう努めます。
- ・歯科専門的立場から、地域での歯科口腔保健施策における企画への助言・実施を行います。
- ・歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等各関係団体は各種研修等を通じて 会員の資質の向上に努めます。

⑥事業所・医療保険者の役割

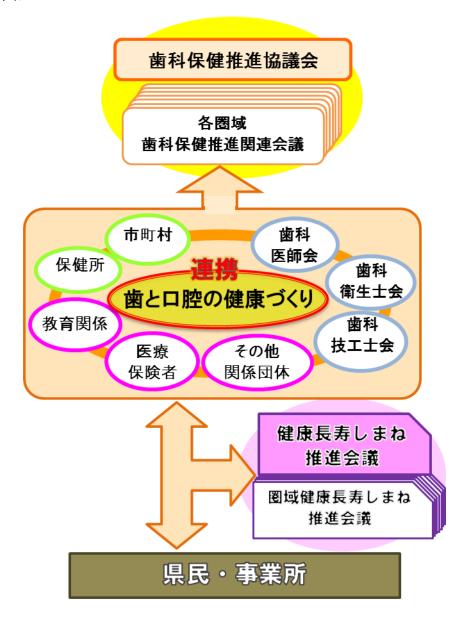
- ・関係機関と連携し、効果的な歯科口腔保健対策の推進を検討します。
- ・歯科健診及び歯科口腔保健指導を受ける機会を確保します。
- ・歯と口腔の健康づくりに関する取組の推進に努めます。

2) 進行管理と評価

島根県歯科保健推進協議会において、毎年事業実施方針の策定、評価を行い、この計画の進行管理と評価を行うとともに、島根県保健医療計画等関連計画や国の施策などと整合性をとりながら推進します。

また、各2次医療圏域においても、歯科保健連絡調整会議を開催し、圏域の歯 科口腔保健の現状と課題を共有するとともに、今後の取組の方向性について検討 します。

<体制図>



5. 目標

(1)県民目標

- ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ●ライフステージに応じた、正しい歯みがきの方法を身につける
- ●むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物の利用)に取り組む
- ●歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- ●よく噛んで食べることの効果を知り、実践する(口腔機能の維持)
- ●口の健康が全身の病気と関連していることを知る

(2)目標値一覧

*:第2次計画で新たに設定した目標

	目標項目			単位	現状値		目標値	設定理由 等	出典
	20歯以上の自分の歯を有する者の割合(8020達成者)		%	40.6	H27	56. 0	健康長寿しまね推進計画の目標	県民残存歯調査	
大		50歳(45~54歳)			26. 3	H27	27.0		県民残存歯調査
目	1 77 14 75 7 15 36	60歳(55~64歳)			23.3	H27	24. 4		県民残存歯調査
標	一人平均残存歯数	70歳(65~74歳)			19. 9	H27	20.8	コホート別、線形回帰係数から予測値により設定	県民残存歯調査
		80歳(75~84歳)		本	15. 5	H27	17. 0		県民残存歯調査
	24歯以上の自分の歯を有する者の割合(6024達成者) *	60歳(55~64歳)		%	62. 1	H27	70. 0	「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標値	県民残存歯調査
	喪失歯のない者の割合 *	40歳(35~44歳)		%	73. 7	H27	75. 0	(国の目標) に合わせる	県民残存歯調査
		3歳児		本	0.6	H27	0.4	変化率を踏まえ、実現可能性等を加味し設定	母子集計システム
	一人平均むし歯数	12歳児			1.0	H27	0.6	変化率を踏まえ、実現可能性等を加味し設定	島根県学校保健統計調査
		30歳代(30~39歳)			9. 6	H27	8.0	ロジステック関数を用い、予測値により設定	島根県市町村歯科保健対策評価表
	不正咬合等認められる児の割合 *	3歳児			20.7	Н27		新たに設定した目標である。また近年増加傾向にあり、これ 以上増やさないことを目指す	母子集計システム
中	たいていの食べ物は噛んで食べられる者の割合	60歳(55~64歳)		%	88. 5	Н27		新たに設定した目標である。また、前回の調査結果から減っ ており、現在の割合を維持することを目指す	県民残存歯調査
目標		13歳		%	6.0	H28	4. 7		学校保健統計調査
	lb-th-arrange and a	(中学校2年生)	女子	%	2.8	H28	2.6	しまねっ子元気プランに合わせる	学校保健統計調査
	歯肉に所見がある割合 *	16歳	男子	%	6. 1	H28	3. 2	しまねっ子元気ファンに合わせる	学校保健統計調査
		(高等学校2年生)	女子	%	2. 4	H28	2.4		学校保健統計調査
		20歳代(20~29歳) *			23.0	H27	15. 5		島根県市町村歯科保健対策評価表
) サ	40歳代(40~49歳)			39.8	H27	37. 5	始业(11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	島根県市町村歯科保健対策評価表
	進行した歯周病を有する者の割合	50歳代(50~59歳)			49. 9	H27	44. 9	線形回帰係数から算出した推計値から設定	島根県市町村歯科保健対策評価表
		60歳代(60~69歳)		%	68. 7	H27	53. 3		島根県市町村歯科保健対策評価表
	食事の時にしっかりよくかんだり、歯ごたえのあるものを食べ	%	52.7	H28	増やす	ベースラインより5.2%減っているため、目標数値を「増や す」とした	島根県健康栄養調査		
		(再掲) 70歳(* *	%	69. 9	H28	増やす	低栄養予防の観点から新たに設定し、目標数値を「増やす」とした	島根県健康栄養調査
小口	歯と歯の間を清掃するための専用器具(デンタルフロス、歯間者の割合	%	40. 2	H28	増やす	今まで県データを把握していなかった。このたび県データを 把握しベースラインとして設定根拠がないため「増やす」と した	島根県健康栄養調査		
	定期的に(1年に1回以上)に歯科医院に行って、歯垢や歯石ならうようにしている者の割合	%	33. 2	H28	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	むし歯予防のためにフッ化物を利用している者の割合			%	41. 2	H28	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査
	3歳児のむし歯がない児の割合が80%以上である市町村の数 :	*		市町村数	9	H27	増やす	新たに設定した目標であり、目標値を「増やす」とした	母子集計システム